

随意契約（相手方指定）調書

件名	荒川区子ども家庭総合センター食事提供業務委託	No.5200005
工（納）期	令和11年 3月31日	
契約締結日	令和 8年 4月 1日	
契約金額	56,660,703円（消費税込み・令和8年度分）	

契約相手方	株式会社メフォス (法人番号：8010401093122)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考	複合（総価・単価）契約 長期継続契約	

業者選定理由書

<p>件名</p>	<p>荒川区子ども家庭総合センター食事提供業務委託</p>
<p>指名業者 (案)</p>	<p>名称 株式会社メフォス                  代表者 代表取締役 長江 孝之                  所在地 東京都港区赤坂二丁目23番1号</p>
<p>特命理由</p>	<p>本件は、荒川区子ども家庭総合センター内の一時保護所の入所児童等に食事を提供する業務である。</p> <p>業者選定については、一時保護所に求められる食事内容や環境等に対応可能な事業者を選定する必要があり、価格競争には馴染まないことから、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を実施した。</p> <p>主管課からは、「荒川区子ども家庭総合センター食事提供業務委託業者選定に係る評価委員会」を設置のうえ、プロポーザル参加事業者の評価・選定を行い、部の機種・業者選定委員会の了承を得た上で、上記事業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <p>① 候補者の選定にあたっては、参加事業者を公募の上、評価委員により審査基準を定め、提案書の提出があった2社に対し、業務遂行能力を総合的に評価し採点を行った。</p> <p>② 評価委員会による審査の結果、上記業者は一次審査・二次審査の合計で8割以上の得点率を獲得しており、重点項目である「献立作成」や「理解度・説得力」「意欲・信頼性」において高い評価を得ており、また、他自治体においても同内容の業務を複数受託していることから、適切な履行が期待できる。</p> <p>以上の理由から安定的かつ確実な業務履行が期待できるため、選定は妥当であると判断し、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
<p>その他 特記事項</p>	<p>○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)</p> <p>○本件は、長期継続契約とする契約を定める条例（平成17年条例第56号）及び同条例施行規則の規定に該当するため、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの長期継続契約を締結する。</p>